

平成23年度（平成24年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	81,005	保 險 契 約 準 備 金	2,886,027
預 貯 金	81,005	支 払 準 備 金	10,558
金 銭 の 信 託	23,787	支 払 任 準 備 金	2,875,468
有 価 証 券	2,471,541	代 理 店 借 借	20
国 外 国 証 券	111,281	再 保 險	1,212
そ の 他 の 証 券	6,487	そ の 他 の 負 債	3,497
貸 付 金	2,353,772	未 払 法 人 税	2,442
保 險 約 款 貸 付	478	未 払 費 収	255
有 形 固 定 資 産	478	未 前 受 取	507
建 設 仮 勘 定 資 産	643	預 り 保 証 金	4
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	197	預 り 保 証 金	164
無 形 固 定 資 産	2	そ の 他 の 負 債	23
ソ フ ト ウ ェ ア	443	退 職 給 付 引 当 金	98
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,677	価 格 変 動 準 備 金	125
再 保 險 資 産	1,676	負 債 の 部 合 計	14
そ の 他 の 資 産	1		2,890,898
未 前 受 取 費 収	386,927	(純 資 産 の 部)	
未 前 受 取 費 収	4,155	資 本 金	56,750
未 預 託 金	3,116	資 本 剰 余 金	56,750
仮 払 託 金	173	資 本 準 備 金	56,750
そ の 他 の 資 産	98	利 益 剰 余 金	△14,187
繰 延 税 金 資 産	559	そ の 他 利 益 剰 余 金	△14,187
	206	繰 越 利 益 剰 余 金	△14,187
	0	株 主 資 本 合 計	99,312
	20,028	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	34
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	34
		純 資 産 の 部 合 計	99,347
資 産 の 部 合 計	2,990,246	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,990,246

注記事項

(貸借対照表関係)

平成23年度													
1.	<p>有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>												
2.	<p>金銭の信託において信託財産として運用しているデリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p>												
3.	<p>(1) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">建物</td> </tr> <tr> <td>① 平成19年3月31日以前に取得したもの</td> <td>旧定率法によっております。</td> </tr> <tr> <td>② 平成19年4月1日以降に取得したもの</td> <td>定率法によっております。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物以外</td> </tr> <tr> <td>① 平成19年3月31日以前に取得したもの</td> <td>旧定率法によっております。</td> </tr> <tr> <td>② 平成19年4月1日以降に取得したもの</td> <td>定率法によっております。</td> </tr> </table> <p>(2) 有形固定資産の減価償却累計額は2,131百万円であります。</p>	建物		① 平成19年3月31日以前に取得したもの	旧定率法によっております。	② 平成19年4月1日以降に取得したもの	定率法によっております。	建物以外		① 平成19年3月31日以前に取得したもの	旧定率法によっております。	② 平成19年4月1日以降に取得したもの	定率法によっております。
建物													
① 平成19年3月31日以前に取得したもの	旧定率法によっております。												
② 平成19年4月1日以降に取得したもの	定率法によっております。												
建物以外													
① 平成19年3月31日以前に取得したもの	旧定率法によっております。												
② 平成19年4月1日以降に取得したもの	定率法によっております。												
4.	<p>無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>												
5.	<p>(1) 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(2) 外貨建資産の額は、25,913百万円であります。（外貨額297百万米ドル、13百万ユーロ） 外貨建負債の額は、18,858百万円であります。（外貨額229百万米ドル）</p>												
6.	<p>貸倒引当金は、全ての債権について資産の自己査定基準に則り査定した結果、全額回収可能と判断しましたので計上しておりません。</p>												
7.	<p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p>												
8.	<p>価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p>												
9.	<p>リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>												
10.	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>												
11.	<p>責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。</p> <p>① 標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）。</p> <p>② 標準責任準備金の対象とならない契約については、保険業法施行規則第69条第4項第2号及び第3号の規定に定める方式。</p> <p>変額個人年金保険における修正共同保険式再保険に係る再保険会社からの預り責任準備金は責任準備金に、再保険会社への出再保険責任準備金移転額並びに再保険会社からの出再保険責任準備金調整額は再保険料として計上しております。積立利率変動型個人年金保険における共同保険式の再保険契約については、ハートフォード・ライフ・インシュアランス・カンパニーと締結しており、その責任準備金相当額は、再保険からの回収額として再保険貸並びに再保険収入に計上しております。</p> <p>年金支払開始後契約の一部に関して、共同保険式の再保険契約を再保険会社と締結しており、その責任準備金相当額は、再保険会社からの回収額として再保険貸並びに再保険収入に計上しております。</p> <p>また、保険業法施行規則並びに金融庁告示等の一部改正における責任準備金の積立等に関して、変額個人年金保険においてハートフォード・ライフ・アンド・アニユイティ・インシュアランス・カンパニーと共同保険式の再保険契約を締結しており、その責任準備金相当額を責任準備金より控除しております。</p> <p>なお、一部の変額個人年金保険について最低死亡保証部分を出再対象として共同保険式の再保険契約を締結しており、その責任準備金相当額を責任準備金として計上しております。</p> <p>責任準備金は、修正共同保険式再保険に係る預り責任準備金に対応する金額1,191,683百万円、及び共同保険式再保険に係る責任準備金相当額223,627百万円を含んでおります。</p>												
12.	<p>当期より、保険業法施行規則の改正に伴い、株主資本等変動計算書において従来、前期末残高と表示していたものを当期首残高として表示方法を変更しております。</p>												
13.	<p>保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、「一般勘定にかかる資産運用に関する戦略目標」に基づき運用しております。この方針に基づき、主に国債に投資しております。</p> <p>また、金銭の信託内に有するデリバティブ取引については、主として変額個人年金保険に係る最低保証リスクをヘッジすることを目的として利用しております。</p> <p>なお、主な金融商品として、有価証券及びデリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。</p> <p>市場リスクの管理にあたっては、「一般勘定にかかる資産運用リスク管理方針」及び「一般勘定資産運用リスク管理規則」に従い、ポジション状況及び運用方針との整合性を確認し、バリュエーション・アット・リスクにより予想損失額を測定するなどの管理を行っ</p>												

ております。

信用リスクの管理にあたっては、「一般勘定にかかる資産運用リスク管理方針」及び「一般勘定資産運用リスク管理規則」に従い、与信集中を回避するための与信枠の設定、与信先の信用格付けのモニタリングなどの管理を行うこととしております。

変額個人年金保険に係る最低保証リスクの軽減を主たる目的とするデリバティブ取引に関しては、「ヘッジ基本方針」及び「ヘッジ運用規則」に従い、デリバティブ取引から生じる損益を定期的に管理するとともに、負債と資産の市場変数に対する各々の感応度を比較し、モニタリングをしております。

また、最低保証リスクを含む全社的なリスクの状況については、リスク管理を統括している統合リスク管理委員会及び取締役会等に定期的に報告しております。

一般勘定及び特別勘定の主な金融資産に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	81,005	81,005	－
金銭の信託	23,787	23,787	－
有価証券	2,471,541	2,471,538	△3
売買目的有価証券	2,360,260	2,360,260	－
満期保有目的の債券	36,500	36,496	△3
その他有価証券	74,781	74,781	－
貸付金	478	478	－
保険約款貸付	478	478	－

(1) 現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託は、通貨オプション及び株価指数オプション並びにコールローンを信託財産とした運用を行っております。これらのオプションの時価は、業務委託先から入手した決算日の価格に基づき合理的に算定しております。また、コールローンはすべて満期までの期間が短く、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

- ・市場価格のある有価証券は決算日の市場価格等によっております。
- ・満期保有目的として保有する国債の償還予定はすべて1年以内であり、償還予定額は36,500百万円であります。
- ・特別勘定で運用する売買目的有価証券に関して、当期の損益に含まれた評価差額は64,050百万円であります。

(4) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

14. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は2,420,333百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
15. 再保険貸は、修正共同保険式再保険に係る再保険貸14,755百万円、及び共同保険式再保険に係る再保険貸372,172百万円であります。なお、年金支払開始後契約の一部及び積立利率変動型個人年金保険に係る共同保険式再保険契約について、その責任準備金相当額は、再保険からの回収額として再保険貸並びに再保険収入に計上しております。
16. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は203,419百万円であります。
17. 繰延税金資産の総額は20,044百万円、繰延税金負債の総額は15百万円であります。繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、危険準備金19,217百万円であります。当年度における法定実効税率は36.2%であり、税効果適用後の法人税等の負担率は△95.2%であります。その差異の主な内訳は、法定実効税率変更に伴う差異△130.2%であります。
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率36.2%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.3%、平成27年4月1日以降のものについては30.8%にそれぞれ変更になりました。この変更により、繰延税金資産が3,069百万円の減少、繰延税金負債が2百万円の減少となります。また、法人税等調整額は3,069百万円の増加となります。
18. 1株当たりの純資産額は87,530円78銭であります。
19. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は10,644百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

平成23年度 〔 平成23年 4月 1日から 〕 損益計算書
〔 平成24年 3月 31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	292,877
保険料等収入	83,021
保再保険収入	60
再保収入	82,960
資産運用収入	51,828
利息及び配当金等収入	182
預有価証券利息・配当	0
貸そへの他利息配当	180
特別勘定資産運用	2
その他の経常収入	0
特そ年の保支責その	51,645
金の保険払任の	158,027
特約金の準備金の経常	6,995
取扱受入	12
据置戻入	1,673
金戻入	145,616
経常収入	3,729
経常費用	294,847
保険金等支払	279,208
保年給解そ再	60,205
再任準備金の繰入	19,743
責任準備金の繰入	7,404
支責資産の替	91,682
支金の為	29
事その保減退その	100,144
の他の業経常費	-
の他の業経常費	-
の他の業経常費	-
の他の業経常費	4,761
の他の業経常費	0
の他の業経常費	4,712
の他の業経常費	49
の他の業経常費	9,313
の他の業経常費	1,563
の他の業経常費	15
の他の業経常費	376
の他の業経常費	1,061
の他の業経常費	58
の他の業経常費	51
経常損失(△)	△1,970
特固定別資産等処分	0
特固定別資産等処分	0
特固定別資産等処分	388
特固定別資産等処分	41
特固定別資産等処分	14
特固定別資産等処分	332
税法引前当期純損失(△)	△2,358
法人税及等損	2,997
法人税及等損	△753
法人税及等損	2,243
法人税及等損	△4,602

注記事項

(損益計算書関係)

平成23年度

- 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入 13,072 百万円、及び共同保険式再保険に係る責任準備金相当額△19,477 百万円が含まれております。
- 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る出再保険責任準備金移転額 21 百万円、及び出再保険責任準備金調整額 84,377 百万円、並びに共同保険式再保険に係る再保険料 15,745 百万円が含まれております。
- 責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は 16,161 百万円であります。
- 金銭の信託運用損には、評価損 4,693 百万円が含まれております。
- その他特別損失 332 百万円は、組織改編に伴う特別退職金であります。
- 1株当たりの当期純損失の金額は 4,054 円 65 銭であります。
- 関連当事者との取引

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	ハートフォード・ライフ・インシュアランス・カンパニー	なし	利率変動型個人年金保険における共同式の再保険契約	再保険収入	3,104	再保険貸	208,694
				再保険料	15	再保険借	76
親会社の子会社	ハートフォード・ライフ・アント・アニティイー・インシュアランス・カンパニー	なし	最低保証に係る共同式の再保険契約	再保険収入	8,205	再保険貸	146,821
				再保険料	15,200	再保険借	1,045
親会社の子会社	ハートフォード・ライフ・アント・アクシデント・インシュアランス・カンパニー	なし	業務委託契約の締結	業務委託費等	910	未払金	179

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 再保険取引については、一般の取引条件と同様に設定しております。
- 当社が委託する業務内容を勘案した上で、委託契約金額について協議の上決定しております。